

第 45 回世界プライバシー会議（G P A）結果報告

令和 5 年 11 月 15 日
個人情報保護委員会

令和 5 年 10 月 15 日（日）から 20 日（金）に、バミューダで開催された第 45 回世界プライバシー会議（Global Privacy Assembly : G P A）に、当委員会より、浅井委員、石井専門委員等が出席し、また、丹野委員長がビデオメッセージにより参加した。

1. G P A 会合全体について

120 以上の G P A に参加するデータ保護・プライバシー機関（D P A）の長等が出席し、オープンセッションでは、約 330 人が対面で、約 40 人がオンラインで参加した。

- (1) オープンセッション（民間も参加可能：15 日（日）～17 日（火））では、ライトニングトーク（短時間のビデオメッセージ）・パネルディスカッションが実施された。
- (2) クローズドセッション（G P A メンバー及びオブザーバーのみ参加：18 日（水）～20 日（金））では、G P A の 1 年間の活動成果や今後の動きに関する報告・パネルディスカッションが実施された。また、G P A の運営体制や昨今のデータ保護・プライバシー保護に関する主要なトピックを反映した「G P A 戦略計画（2023-2025）」を含む、計 8 つの決議案が採択された。

2. 本会議における当委員会から発言等

本会議において、当委員会から発言等を行った主な箇所は以下のとおり。

- (1) G 7 データ保護・プライバシー機関（D P A）ラウンドテーブル会合における「D F F T（Data Free Flow with Trust : 信頼性のあるデータ流通）」に係る議論の最新状況
オープンセッションのライトニングトークにおいて、「G7 DFFT Update」をテーマに、本年 6 月に東京で開催された G 7 D P A ラウンドテーブル会合で議長を務めた丹野委員長が、ビデオメッセージにより、同会合における議論の三本柱の一つである D F F T における主要ポイントを紹介した。現地では、以下（2）のパネルディスカッション直前に会場内の大型スクリーンにて放映された。
- (2) データ移転メカニズムに関するパネルディスカッション
オープンセッションにおいて、「データ移転メカニズム」をテーマとしたパネルディスカッションに、浅井委員が登壇した。越境データ流通に関する動向、政策、法及びコンプライアンスにおいてどの側面を楽観的に見ているかとの問いに対し、160 以上の管轄区域（国・地域等）で個人情報保護法制が導入され、世界中で保護水準の上昇と収れんにより D F F T の具体化に向けた望ましい国際環境が醸成されていること、また、個人データの越境移転メカニズムが次々に開発されており、そのうち有力なメカニズムとして、充分性認定、企業認証、モデル契約条項をとりあげ、グローバル規模の越境移転ツール開発に向けた機運がある旨を発言した。

(3) 他のパートナー機関からの報告

クローズドセッションにおいて、「他のパートナー機関からの報告」のセッションに、「G7DPAラウンドテーブル」を代表して、本年の議長国を務めた当委員会から進捗報告を行うため、浅井委員が登壇した。本年6月のG7DPAラウンドテーブル会合の成果文書の「コミュニケ」及び「行動計画」について、議論の三本柱である「DFFT」、「先端技術」、「執行協力」ごとに、主なポイントを紹介した。さらに、追加の成果文書「生成AIに関する声明」の主なポイントを説明した上、このG7声明に基づいてGPAの「生成AIシステムに関する決議」が作成された経緯を紹介した。

(4) 「プライバシー・トレンド：前進」に関するパネルディスカッション

クローズドセッションにおいて、各パネリストが与えられたテーマ毎に議論する「プライバシー・トレンド：前進」に関するパネルディスカッションに、石井専門委員が登壇し、「越境データ流通」をテーマに発表を行った。世界の法制動向のトレンドのほか、G7DPAラウンドテーブル会合で採択されたコミュニケや生成AIに関する声明にも触れつつ、各国データ保護制度の多様性や各国データ保護機関の生成AIに対する運用状況を述べた上、最後に、将来の方向性として、G7DPA行動計画に加え、グローバル越境プライバシールール（CBPR）フォーラムや欧州委員会の充分性認定に係る最近の動向を紹介するなど、越境データ流通に係るプライバシー・トレンドを包括的に説明した。

(5) 「責任あるAIの実践」に係るパネルディスカッション

GPAサイドイベントに当委員会事務局職員が登壇した。既存のデータ保護法のAIへの適用の在り方の問いに対しては、生成AIツールChatGPTの利用につき、OpenAI社に対し、収集する情報に要配慮個人情報が含まれない、特定の個人を識別できないこと等を確保する措置をとるよう当委員会が注意喚起した旨を紹介した。グローバルで将来的なAIへの対処の在り方の問いに対し、生成AIに係るG7声明やGPA決議を紹介した上、G7広島AIプロセスでのAI開発者向けの国際指針・行動規範の発表後、G7声明等と結び付けて、わかりやすいガイダンスの作成も一案である旨の回答をした。

3. バイ会談

年次会合と並行し、英国情報コミッショナーオフィス（ICO）、韓国個人情報保護委員会（PIPC）及び欧州データ保護監察機関（EDPS）並びに米国商務省と個別に会談を実施し、意見交換を行った。

なお、英国ICOとは、会談において、当委員会にとって初となる「個人情報保護に関する協力覚書（MOC）」が署名交換され、締結された。

4. 次回開催場所等

次回会議（第46回）は、令和6年10月最終週にジャージーにて開催予定。

（以上）